

平成22年度第3回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時：平成23年3月24日（木） 14：00～16：00

場所：大和市地域医療センター 2階 講習室

委員：鈴木会長、境職務代理、佐藤委員、鳥原委員、春日委員、市川委員、柴崎委員（欠席）、阿南委員、菊間委員、佐藤委員、田村委員
事務局：菊地原課長、柏木主幹、佐伯係長、笹岡、民實、高瀬

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
(1) 障がい者福祉計画の進行管理について
(2) 第3期大和市障がい福祉計画について
4. その他

1. 開会

東北関東大震災で、市内に避難所の設置、物資の提供、被災地への保健師の派遣等を行っている。避難者等の相談があれば、市や相談支援事業所にご一報していただきたい。また、障害者総合福祉法など新制度の審議がこの震災で止まっている状況である。

2. 会長あいさつ

今年度3回目の審議会である。震災に関しては障がい者福祉計画にも盛り込まれているが防災体制、救急体制、被災障がい者の支援など大きな課題が今回を期に見えてきたと思う。今回の議題は障がい福祉計画の進行管理であるが、今般の状況を含めて活発な意見を願いたい。

3. 議題

- (1) 障がい者福祉計画の進行管理について

事務局 ・障がい者福祉計画の実施状況について資料に基づき説明

(主な意見)

委員：衆議院選挙等においてカセットテープによる選挙公報とあるが、CD等の対応を願いたい。

今回の震災で地域のネットワーク等で非難することはできると思うが、外出していた場合も想定して、外出先の安否確認についても検討するべきと考える。
以上意見である。

質問として、権利擁護の推進の中の成年後見制度について、後見人が選任されると参政権がなくなることについて、実態としてどうなっているか。

事務局：成年後見制度の参政権については、後見人が選任されればなくなる。また、権利擁護を進める中で様々なところで議論されている。

会長：補足として、成年後見制度は民法に基づく権利擁護の制度であるが、成年後見制度を利用すると選挙権がなくなことは違憲として、現在裁判が行われており、その状況も見守る必要がある。

委員：市内で困っている人がいるなど実態を知りたい。

会長：家族会等で情報はるか。

委員：市内では参政権の問題にはふれていないが、手をつなぐ育成会全体では成年後見制度について議論されており、特に秦野市ではこの問題に踏み込んでいと記憶している。

委員：精神障害者家族会の中では、成年後見制度の勉強会を開いているが、親の高齢化に伴い必要であることは理解しているが、報酬の問題、後見人の選定の問題など、なかなか利用が進まない状況がある。制度の見直しを行わないと利用に結びつかない部分もあると考える。

事務局：実務の中では、切迫した身上監護や日常の金銭管理等が主になるので、選挙権等に話しがおよんだことはない。

委員：先ほど委員からも災害時の連絡の話があったが、今回の震災では、地震や計画停電の情報など PS メールで細かに市民に情報提供を行っていた。この機能がどのくらい障がい者に周知されているか。

事務局：PS メールについては全ての障がい者に対応するところまではしていない。委員の中でも活用されている事例等があれば情報をいただければありがたい。

委員：メールは必要であるが、公衆電話が役に立ったと聞いている。必ずつながりそのうち無料になった。最近少なくなったが NTT には設置してもらいたい。年配者にはメールより、そういうものが必要である。

会長：今回の震災では、どのように情報発信がされていたか、具体例を上げて説明していただきたい。

事務局：計画停電の関係が多い。時間や地区等が実際にならないとわからない。ホームページや PS メールを活用、チラシの全戸配布等を行った。聴覚障がい者に関しては、情報は来るが質問ができないため FAX による対応の必要性があった。障がい福祉課には専用 FAX を設置しているが一般受付や東電では、電話による対応が中心となっている。

会 長：是非充実を図ってもらいたい。

委 員：要援護者支援制度について要援護者登録の促進をお願いしたい。

自殺対策の充実について、心サポーターの登録人数を実績に入れていただきたい。また、「自殺予防の普及啓発」にフォーラムの開催、こころの健康講座の他に地域における講演会も実施しているので加えていただきたい。

発達障害に関する普及啓発事業を充実して事業名を加えていただきたい。

また、この計画で精神障害の分野に発達障害が位置づけられるのであれば、「精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発」に発達障害、高次脳機能障害も入れていただきたい。

前回の審議会で指摘した実績値の一覧は見やすくなった。

事務局：要援護者支援制度の要援護者登録の促進については、具体的な事業の展開となるため、事務担当の健康福祉総務課に伝え、今後も行っていく。こころサポーターの実績人数については対応する。「精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発」に発達障害、高次脳機能障害をいれることについては、「精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発」は計画書に記載された施策の方向性のため、行った場合に実績として掲載していくこととなる。発達障害や高次脳機能障害については県の施策として進めている部分が多いため、歩調を合わせ対応していくこととなる。

事務局：補足として、「自殺対策の充実」の心サポーターの人数等については、自作対策基本計画を定めており、そちらの中で整理されているところではあるが調整し対応したい。発達障害・高次脳機能障害については県の計画もあり、その状況を見守りながら、次の展開を行っていく必要があると考える。

委 員：発達障害について児童については十分とはいえないが対応しているが、成人すると利用できる支援がなかなかない状態あるため、相談支援をどのように行っていくかが課題である。検討いただきたい。

事務局：発達障害や高次脳機能障害の支援については、精神保健福祉手帳の交付も含め、障がい福祉で行っていくこととなっておりますが、手帳がなくても、就労など相談や支援を行っている。そうした中で専門性が重視されるため、保健福祉事務所の精神保健相談等の支援を受けながら適性な対応を行わなければならないと考えており、具体的な対応については各機関の横断的な対応が必要となる。

委 員：精神の医療におけるアウトリーチについて、県で試験的に訪問型診療が行われている。在宅診療については在宅患者にとっては大きな期待を持っているが、市としてはどのように考えているか。

事務局：アウトリーチ支援については、県主催の会議の中で、地域の実態を把握していくということで、精神保健福祉センターや保健福祉事務所等でアンケート調査を実施し、その中でモデル的に展開していくと聞いている。出てきたニーズや

実績を踏まえ保健福祉事務所等に協力していきたいと考える。

会長：他に何かあるか。おさらいであるがこの計画は障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の2つの計画がある。障害福祉計画に係る方針3の部分については実績値として細かく記載されているが、理念計画の宿命でもあるが、そのほかの項目でも数値等を具体的に記載するよう努めていただきたい。

また、自立支援協議会の中でも進捗状況の本計画にも記されているので報告は行ってもらいたい。

事務局：項目によっては、数値等で表しづらいものもあるが、努力していく。

自立支援協議会については、3期の障害福祉計画の策定の機会等を利用しながら行っていく。

(2) 第3期大和市障がい者福祉計画の進行管理について

事務局 ・ 第3期障がい者福祉計画について策定方針等を説明

(主な意見)

委員：前回策定した計画のヒアリングでは、様々な問題点があったと思うが、問題点を確認した上で行うこと。

事務局：前回のヒアリングではなるべく多くの方から意見を聞くことを考え実施した。設問や方法には不十分な点もあったと思うが、実施方法については検討する。

5. その他

次回催予定 平成23年度 第1回 5月下旬を予定

以上

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 1 個人の尊重（人権の尊重と差別の禁止）

施策

1 - 1 権利擁護の推進

1 - 2 虐待の防止

1 - 3 相互理解の基礎づくり

1 - 4 自殺対策の推進

1 - 5 選挙への参加の確保

主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
1 - 1 権利擁護の推進	地域福祉権利擁護事業	金銭の管理や書類の預かり、手続きの支援等を行う。 （平成 21 年度契約件数 34 件） 知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判を必要に応じて市が申し立てを行なう。（平成 21 年度 0 件）
1 - 2 虐待の防止	家庭児童相談室事業	家庭相談員が電話、面接、訪問等により、子育てに関する様々な相談に応じる。家族の障がい受容についての一助としての機能や、虐待予防の支援を行う。
1 - 3 相互理解の基礎づくり	人権啓発事業	人権意識の普及・高揚を図るため、イベント、講演会等を行う。 （平成 21 年度講演会参加人数 400 人 人権作文 613 人）
	精神保健に関する普及啓発事業	係機関と連携し、こころの健康講座、家族教室の開催やこころの健康をテーマとした FM やまとの番組の放送、広報紙による啓発を行う。 （平成 21 年度 講座回数 30 回）
	乳幼児期からの交流	保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すとともに、障がいのある子どももいない子どもも、地域で共に生きる意識の醸成を図るため、統合保育を行う。
	交流教育の推進	小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がい者への理解を深める交流教育を行う。
	福祉ボランティアの体験学習	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習など体験に基づいた学習の機会を提供する。
	「障害者週間」・「世界自殺予防デー」による啓発事業	それぞれの期間を契機に街頭キャンペーンやイベントの実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等により、障がいに対する理解や意識啓発、取り組み等の周知を図る。
1 - 4 自殺対策の充実	自殺対策事業	自殺総合対策計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組みや相談専用電話、関係各課の連携など総合的な自殺対策を行う。
1 - 5 選挙への参加の確保	選挙管理執行事務	衆議院議員総選挙及び参議院神奈川県選出議員補欠選挙において、点字やカセットテープによる選挙公報の配布、スロープの設置、点字投票、代理投票、郵便投票等の実施。

方針 1 . 個人の尊重 (人権の尊重と差別の禁止)

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
1 - 1 権利擁護の推進	成年後見制度・権利擁護支援事業の推進	CW・PHN・相談員による積極的な運用 (実施事業) 成年後見開始申立・地域福祉権利擁護支援事業
1 - 3 相互理解の基礎づくり	理解と関心を深める取り組みの継続	大和市障害者自立支援協議会による障害者週間事業の実施 (12 月 4 日・5 日実施 : 作品展示・販売等)
1 - 4 自殺対策の充実	自殺予防の普及啓発や自殺に関わりの深いうつ病に関する情報提供や基本知識の普及啓発	自殺対策フォーラム・こころの健康講座の実施 (実施事業) 自殺対策事業
	問題解決の支援	自殺予防のための相談専門電話の運用 (実施事業) 自殺対策事業 12 月より予約制の精神保健相談の実施 (主にうつ病に関する精神保健相談)

展開方針

【権利擁護の推進】

成年後見制度について、ケースワーカー・保健師・相談員による積極的な運用をするとともに、運用しやすいように実施要綱の改正など助成制度の整備を行う。

【相互理解の基礎づくり】

人権に関する啓発事業や障がい者と地域の交流事業の支援等を積極的に取り組んでいく。また、大和市障害者自立支援協議会による障害者週間事業など相互理解や社会参加につながる事業の充実を図っていく。また、事業を通し、市内関係機関相互の連携を図る。

【自殺対策の推進】

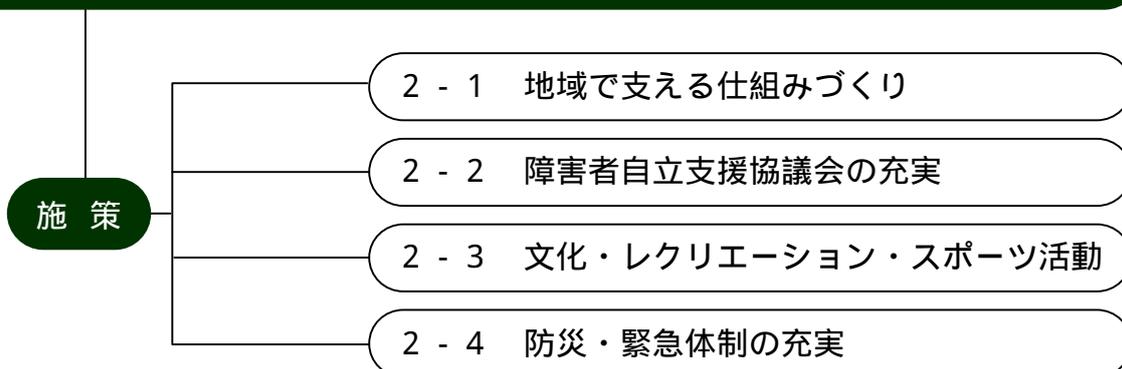
地域と行政が一体となって自殺対策に取り組み、自殺で亡くなる方を減らすため、継続的に啓発、相談機能の強化を図ります。

- ・自殺対策庁内連絡会議の開催、自殺対策に関する相談支援コーディネートチームの招集、市民対象講座の実施
- ・相談機能の強化 (自殺予防専用電話からの相談に対し訪問の強化など)
- ・広報啓発 (フォーラムの開催、ハイリスク地への看板掲示の強化、FM やまとを使った広報など)

審議会意見

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 2 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）



主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
2 - 1 地域で支える仕組みづくり	障害者団体等支援事業	障がい者団体の活動に対し、情報提供や補助金の交付などの支援を行う。 （平成 21 年度 1 団体）
	ボランティア活動の支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行う。
	移動制約者移送サービス事業（協働事業）	移動に制約のある高齢者や障がい者の外出支援として、NPO 法人と市の協働事業を実施する。 （平成 21 年度利用件数（3 法人） 8,233 件）
2 - 2 障害者自立支援協議会の充実	障害者自立支援協議会	関係機関の情報の共有、地域ネットワークの構築、困難ケースへの対応など、地域の課題解決に向け協議を行う。
2 - 3 文化・レク・スポーツ活動	社会参加推進事業	障がい者スポーツ大会への選手派遣及び大会への同行支援を行う。 （平成 21 年度 参加人数（陸上や卓球など）42 人）
	スポーツ教室開催事業	障がい者などに対応したニーズの高いスポーツ教室を開催。
	点字図書等の貸し出し	市図書館においてカセットテープ、点字図書、拡大文字の図書の頒布。カセットテープや点字図書について郵送による貸し出しの実施。
2 - 4 防災・緊急体制の充実	災害時要援護者支援対策ネットワーク事業	平常時より要援護者の所在情報を把握し、その情報を行政内や自治会（自治防災会）、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、消防団などの地域と共有し、災害時に要援護者の安否確認や避難支援等に活用する。
	総合防災訓練運営事業	総合防災訓練を行い、市民、防災関係機関等との相互連携の強化と、防災技術、知識の向上を図る。 総合防災訓練の実施 1 回
	重度障害者緊急通報システムの設置事業	介護者が常時いない重度身体障がい者の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置する。（平成 21 年度 21 件）

方針 2 . 支え合いによる地域福祉の推進

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
2 - 1 地域で支える仕組みづくり	各関係団体への情報提供及び連携強化	各地区民生委員児童委員等に大和市障がい者福祉計画の概要説明を行なう。同時に各担当 CW・相談支援事業所の紹介を行なう。
2 - 2 自立支援協議会の充実	自立支援協議会の機能を強化	各専門部会によるテーマ別の検討 【精神部会】 精神障害者の地域生活支援について ・精神科病院からの地域移行事例による支援の方法や内容の協議と関係機関の連携。 【就労部会】 就労支援ネットワークの構築について ・受注作業や障がい者雇用の職場開拓のためのパンフレット作成。 ・地域としての就労支援体制構築に向けた関係機関の連携や情報の共有化 【児童部会】 障害児支援の地域課題について ・発達障害の理解と啓発（地域における一貫した支援の検討） ・肢体不自由児のニーズと社会資源（医療的ケアの必要な障がい児に関するシステム作り） ・療育の場の確保（発達に心配のある未就学児の支援に関する関係機関の役割と療育の場の具体的検討） 【身障部会】 通学通所の送迎移動支援について ・特別支援級や特別支援学校、移動支援事業所の現状と課題。 ・他市事例の把握と研究。 ・ニーズ・実態把握の必要性。 ・地域支援のシステム作りと支援体制の構築。
2 - 3 文化・レク・スポーツ活動	各種施設の整備や文化・スポーツ・レクリエーション活動の実施等を通して、障がい者の参画の機会を広げます。	障がい者が参加できる企画の実施（親子サッカー教室など） （実施事業）障害者社会参加推進事業・スポーツ教室開催事業・点字図書等の貸し出しなど
	障がい者の余暇活動や社会活動のため、障がい者福祉団体やサークル活動への支援	関係団体との調整・市のバスの運行・市の管理する施設の会場予約など
2 - 4 防災・緊急体制の充実	地域の助け合いによる避難体制の構築	災害時の個別支援プラン、要援護者マップの作成をモデル地区含む 9 自治会で実施。 （実施事業）要援護者支援対策ネットワーク事業
	障がいの特性に応じた防災訓練の実施・障がい者の訓練への参加を促進します。	総合防災訓練における視覚、聴覚など障がい特性に応じた避難訓練の実施 （実施事業）総合防災訓練運営事業

展開方針

【地域で支える仕組みづくり】

民生委員等の地区の関係団体への情報提供の充実を図る。

大和市地域福祉計画で推進する地域で支える仕組みづくりについて、地域福祉計画実践チームにより参画する。

- ・福祉に関する地域の拠点について検討
- ・福祉制度パンフレットの作成
- ・あんしん生活講座の実施

【障害者自立支援協議会】

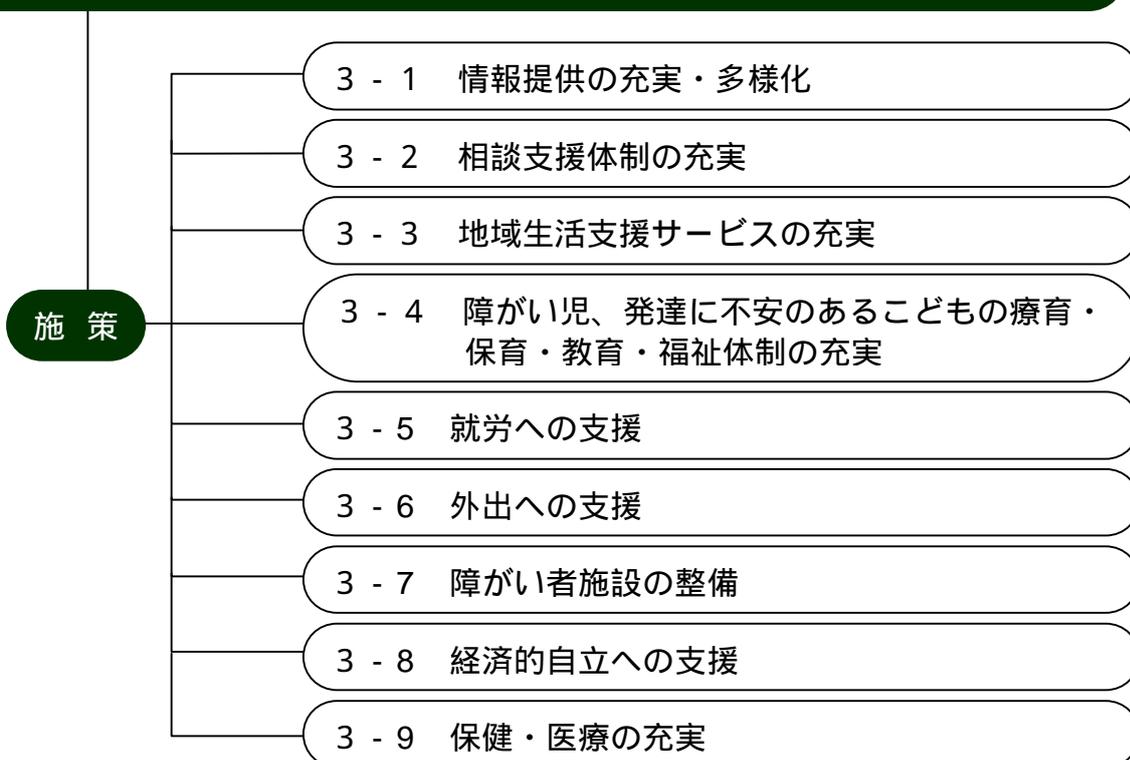
障害者自立支援協議会について、これまで行ってきた活動が法制化することから、各関係機関の連携をより深めるとともに、各専門部会で行っている研究やプロジェクトについて推進する。また、第3期障がい福祉計画の策定において、審議会との協力関係をより深める。

【防災・緊急体制】

要援護者支援制度について、実施地域を拡大し、要援護者マップ、個別支援プランの作成を行う。

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 3 ライフステージに応じた生活支援



主な実施事業		
分類	事業名	実施内容・実績等
3 - 1 情報提供の充実	相談支援事業所による情報提供	・市内 4 ヶ所の相談支援事業所において、個人に応じた総合的な情報提供を行なった。
	多様な媒体による情報提供	・制度案内冊子（障がい者福祉の手引き）の改定。 ホームページ・広報やまとによる情報提供
	コミュニケーション支援事業	・毎週月曜日に障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置 手話・筆記通訳者の派遣（平成 21 年度 371 回）
	情報提供ボランティアへ活動支援	・情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の実施 （社協・生涯学習センター等で実施）
3 - 2 相談支援体制の充実	家庭児童相談事業	・家庭相談員が、子育てに関する様々な相談に応じる。障がい受容についての一助としての機能や、虐待予防の支援を行う。 （平成 21 年度 72 件 心身障害のみ）
	こどもの発達相談支援システム	・早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練及び専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行う。（平成 21 年度 504 件 相談のみ）
	相談支援事業	・市内 4 ヶ所の相談支援事業所において、身近な相談窓口として、その人に応じた相談支援を実施（平成 21 年度 6,822 件） ・精神保健相談支援として精神障害者地域活動支援センター「コンパス」において相談支援を実施（平成 21 年度 件）

	精神保健相談支援	・精神保健に精通した保健師が相談に応じ必要な支援を行う。 (平成21年度 2,255件)
	こころの健康相談専用電話	・精神保健相談支援及び自殺予防のための専用電話(こころの健康相談専用電話)の実施(平成21年度 件)
3-3 地域生活支援サービスの充実	地域生活支援サービス	・ホームヘルプ事業、施設通所事業(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A・B型)、児童デイ、短期入所事業、日中一時支援事業、施設入所事業、の実施
	松風園運営事業	・松風園の運営を指定管理者が行う。 (指定管理者:社会福祉法人しらかし会 平成22年度~平成26年度)
	重度障がい者サポート事業	・訪問入浴サービス 571回・タクシー利用券交付 984回 ・紙おむつの支給 約500枚 55人・重度障害者緊急通報システム事業 21件・自動車燃料費の助成 実績は21年度
	障害福祉施設建設費償還支援事業	・社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の助成の実施。 (平成21年度 2カ所)
	補装具費支給事業・日常生活用具給付事業	・補装具費支給事業 478件 ・日常生活用具給付事業 3,050件
3-4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	私立幼稚園障がい児就園支援事業	・統合教育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付する。 (平成21年度 10件)
	こどもの発達相談支援システム	・早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練及び専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行う。(個別支援 1,774回 グループ支援 977回)
	就学相談事業	・障がいのある児童・生徒の適正な就学を行うため、就学相談を行う。 (平成21年度 173件)
	ことばの教室運営事業	・ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わせた指導を行う。 (平成21年度 在籍児童数 154人、設置校数 2校)
	特別支援教育推進事業	・教育上配慮を必要とする児童、生徒に対し、必要に応じて特別支援教育ヘルパー、特別支援教育スクールアシスタントの派遣、特別支援教育巡回相談チームを設置し、各学校に派遣などを行なう。 (平成21年度 特別支援教育ヘルパーの派遣 24校、特別支援教育スクールアシスタントの派遣 28校、特別支援教育巡回相談チーム 187回)
3-5 就労の支援	障害者自立支援センター運営事業	・生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行う。運営は指定管理者が行う。 (指定管理者:社会福祉法人すずらんの会 平成18年度~平成22年度)
3-6 外出への支援	移動制約者移送サービス事業(協働事業)	・送迎事業を行うNPO法人と市の協働事業を実施し、移動手段の確保を図る。 (平成21年度 8,233回)
	移動支援事業	・移動が困難な障がい者・障がい児の外出をガイドヘルパーが支援し、自立と社会参加の促進を図る。
	重度障がい者サポート事業	・タクシー利用券交付 984回 ・自動車燃料費の助成 204件 ・福祉車両利用助成 430回 実績は21年度
3-7 障がい者施設の整備	障害福祉施設建設費償還支援事業	・社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の助成の実施。 (平成21年度 2カ所)
3-8 経済的自立への支援	通所訓練費支給事業	・通所施設等を利用する際の支援として交通費相当額を支給する。 (平成21年度 支給人数 413人)
	手当の支給	・市障害者福祉手当 受給人数 3,476人・特別障害者手当 63人 ・障害児福祉手当 110人 福祉手当(経過措置分) 24人

	地域生活支援事業 負担軽減	・地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所得者等に配慮した負担の軽減を図る。
	心身障害者医療費 助成事業	・重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図る。 (平成 21 年度 対象者数 858 人)
	筋萎縮性者療養費 等給付事業	・進行性筋萎縮症者療養費給付事業の受給者であって、障害者自立支援法の施行により、引き続き療養介護事業の受給者に対し、生活支援のための手当の支給を行う。(平成 21 年度 対象者数 2 人)
3 - 9 保 健・医療の 充実	乳幼児健康診査事 業	・各時期の発育、発達の確認や育児支援の各種乳幼児健診を実施する。 (4ヶ月 受診者数 2,144 人 8ヶ月 2,143 人 1.6歳 1,991人 3.6歳 1,809人)
	健康診査事業	・健康診査や各種がん検診を実施し、生活習慣病の早期発見に努める。
	健康相談・教育事業	・健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防の相談・教育・訪問指導を実施。 (平成 23 年度 健康相談 478 件、健康教育 2,952 人)
	機能訓練事業	・40 歳以上で身体障がいや身体の機能低下を有する方などを対象とした身体のリハビリ教室を開催するとともに、保健師が脳卒中患者宅を訪問し、療養指導を行う。(平成 21 年度 135 人)
	自立支援医療等給 付事業	・障がいの軽減を図るために行う医療(身体障がい者の障がいを軽減し機能回復を目的とした手術等、精神障がい者の通院医療費の一部)に係る費用負担の支援を行う。(平成 21 年度 身体:93 人 精神:2,597 人)
	障害者(児)歯科健 診事業	・歯科健康診査を行うことにより、虫歯等の口腔疾患を予防する。 (平成 21 年度 43 人)

施策の方向性に対する主な実施(予定)事業		
分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
3 - 1 情報 提供の充実	総合的な情報提供の促進	相談支援事業(なんでも・そうだん・やまと)を通じた総合的な情報提供の実施
	情報提供や相談体制の充実を図るためのボランティア活動への支援の継続	情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の実施(社協・生涯学習センター等) (実施事業)情報提供を行なうボランティア活動への支援
3 - 2 相 談支援体制 の充実	相談支援事業所におけるケアマネジメント体制の強化	相談支援員の育成(研修への参加) 相談支援員の計画作成等へのシミュレーションの実施(CW と一緒に作成) サービス提供後のフォローアップの実施
	乳幼児健診後の経過観察体制の強化	対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、発達面に対する不安を持つ保護者の情報交換や育児支援を行なうフォローアップ教室の開催 (実施事業)乳幼児健診後のフォローアップ教室
	自殺予防のため問題解決の支援	自殺予防の相談専門電話を設置し、専門 PHN が対応する。 12 月より予約制の精神保健相談の実施予定 (主にうつ病に関する精神保健相談)
3 - 3 地域 生活支援サ ービスの充 実	日中活動の場における活動基盤整備	菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設の実施にともなう定員の拡大。 (実施事業)施設通所事業・障害者福祉施設費償還支援事業

	障がい者地域作業所の運営強化の推進・機能充実の検討	障害者自立支援法のサービス体系への移行を推進し、市内10カ所中8ヶ所を移行し、内5カ所が多機能型サービスを実施。
	医療ケアの必要な人への対応	医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として県と連携し圏域での拠点配置整備事業を検討。
3 - 4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	こどもの発達相談システムによる総合的な支援体制や児童デイサービスなど早期療育のための受け入れ体制の充実	松風園(どんぐり)・ワンピース4において児童デイサービスを実施
	肢体不自由児や医療ケアの必要な児童の受け入れについて、国や県の動向を踏まえ充実	医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として県と連携し圏域での地域拠点配置整備事業を検討。
3 - 5 就労の支援	障がい者地域作業所を法に基づくサービス体系への移行を推進し、運営強化を図るとともに、就労に向けた取り組みの促進	障害者地域作業所の法内移行の推進(市内10カ所中8ヶ所移行)
	公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関の連携を深め雇用を促進する。	雇用情報を市内事業所で共有することにより、適した人材を雇用に結びつける。
	受注確保及び受注開拓における安定的な仕事の確保と工賃の引き上げ、企業への啓発活動、就労先の開拓による雇用の促進	障がい者の就労に関するコーディネーターの配置 (実施事業) 障害者地域作業所等の運営支援事業
	共同受注の仕組みづくりを検討	市内のサービス提供事業所間におけるネットワーク作りの推進 共同受注の仕組みづくりの検討の実施
3 - 6 外出への支援	より利用しやすいサービスを目指した検討及び従事者の確保などの基盤整備強化及び障がい理解に関する研修を行い従事者の育成	グループ支援の実施(アシストやまとにおいて実施) 障害者自立支援協議会において、移動サービスについての検討 通学通所の送迎移動支援について ・事業所等の現況把握 ・他市事例の研究 ・ニーズの把握 ・支援体制作りの検討
3 - 7 障がい者施設の整備	生活介護施設及び多機能型サービス事業所の移設に際して、建設費借入金の返済に対する助成を行い環境の整備することにより、重症心身障がい者など医療ケアの必要な利用者など日中活動の場の拡充	菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設整備の実施(建設費に伴う借入金返済への補助)
3 - 9 保健・医療の充実	精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発	「こころの健康講座」など啓発事業の実施 12月より予約制の精神保健相談の実施を予定。 (主にうつ病に関する精神保健相談)
	乳幼児健診後の発達面の経過観察システム	対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、発達面に対する不安を持つ保護者の情報交換や育児支援の実施 (実施事業) 乳幼児健診後のフォローアップ教室

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（障害者自立支援法等の改正）について、事務の確立や条例等整備など円滑な施行ができるように準備を進める。

- ・ 基幹相談支援センターの設置の検討
- ・ ケアマネジメント体制の強化（サービス等利用計画案の作成等）
- ・ 放課後デイサービス等の創設及びそれに伴う日中一事支援事業の役割の検討
- ・ 利用者負担の見直しや個別給付化に伴う事務の構築など

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 4 地域移行の推進

施策

4 - 1 地域移行の推進

分類	事業名	実施内容・実績等
4 - 1 地域移行の推進	グループホーム設置促進事業	グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化するための改修工事費の助成を行なう。(平成 21 年度 1 件)
	グループホーム等移行推進事業	入所施設等からグループホーム等への入居など地域移行の際に、入居後の生活がスムーズに行われるよう支援するため、サービス提供事業者に対し助成を行う。(平成 21 年度 7 人)
	グループホーム家賃助成事業	グループホーム・ケアホームの入居者に、家賃助成を行う。(平成 21 年度 59 件)
	地域生活援助事業	グループホーム、ケアホームの利用支援 (平成 21 年度 グループホーム 17 人 ケアホーム 72 人)
	あんしん賃貸支援事業	住宅の確保が困難な高齢者や障がい者に、市、NPO 法人、不動産事業者等が連携し民間賃貸住宅の登録や入居に関する各種サポートを行う。 (平成 21 年度 相談件数 5 件 (障がい者のみ))

方針 4 . 地域移行の推進

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
4 - 1 地域生活移行の推進	グループホームやケアホームに移行の促進 (本人)	体験入居の実施 グループホーム等の制度説明会の実施 (実施事業) 地域生活援助事業
	グループホームやケアホームに施設入所者や長期入院患者の移行の促進 (事業者)	サービス提供事業所に対する助成 (実施事業) グループホーム等移行促進事業
	民間賃貸住宅で安心した暮らしを確保	あんしん賃貸支援事業の実施 入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実 (実施事業) あんしん賃貸支援事業

障害者自立支援法等の改正について、グループホーム・ケアホームの助成に関し国の動向に鑑み市で行う家賃助成等の適切な対応を図る。

グループホーム・ケアホーム設置のための改修工事助成などハード面の整備の支援、体験入居等の入居者に対する支援の両面から総合的な支援を行っていく。

・新年度において、市内に新規のグループホーム・ケアホーム1ヶ所の確保に努める。

民間賃貸住宅入居支援として、あんしん賃貸支援事業について情報提供を充実することにより、さらなる積極的な運用を図る。

障がい者福祉計画進行管理シート

方針 5 快適な生活空間の整備

施策

5 - 1 住まいの場の整備

5 - 2 生活環境のバリアフリー化

分類	事業名	実施内容・実績等
5 - 1 住まいの場の整備	重度障害者住宅整備改良費助成	バリアフリー化に伴う住宅改修の費用に対する助成（平成 21 年度 13 件）
5 - 2 生活環境のバリアフリー化	交通バリアフリー基本構想進行管理事業	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、身体障がい者、高齢者等の、鉄道等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進する。
	公共施設の整備・改善	公共施設や公園など誰もが使いやすいように「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて整備・改善を図る。
	民間施設のバリアフリー化	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の周知・啓発を行い、民間の施設等について整備・改善を図るよう働きかける。
	建築物バリアフリー審査事務	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共的施設を建築しようとする事業者に対し、障がい者、高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう指導、助言、協議書の審査等を行う。

方針 5 . 快適な生活空間の整備

分類	施策の方向性	具体的な事業・作業のイメージ
5 - 1 住まいの場の整備	重度障がい者が地域で生活するために必要な、住宅のバリアフリー化	住宅改良費の助成の実施 住宅改良費助成制度の充実
	民間賃貸住宅で安心した暮らしを確保	あんしん賃貸支援事業の継続 入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実 (実施事業) あんしん賃貸支援事業

住宅改良費助成事業について、重度障がい者の安全かつ快適な住環境の確保のため助成額の増額を行う。
民間賃貸住宅入居支援として、あんしん賃貸支援事業について情報提供を充実することにより、さらなる積極的な運用を図る。
バリアフリー新法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、公共機関、道路公園等の整備を行う。また、民間施設のバリアフリー化について、建築審査等において法令に基づく指導・助言を行う。

障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年2月22日）抜粋

障害福祉計画について

基本指針について

基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正）

障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

障害者自立支援法（市町村障害福祉計画）…第88条

各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等

（都道府県障害福祉計画）…第89条

区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策

区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項

各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数

障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等

計画期間について

第1期計画期間 18年度19年度20年度

第2期計画期間 21年度22年度23年度

第3期計画期間 24年度25年度26年度

第3期障害福祉計画の考え方

【1 基本理念等】

現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。

計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。

児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

【2 数値目標の設定方法】

(1) 現行の数値目標については、別紙1のとおり。

実績については、別紙2-1・2-2のとおり。(就労に関する都道府県別実績は追ってお示しする。)

(2) 考え方（詳細は別紙3のとおり）

() 下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目 地域移行者数、入所者の削減数

基準時点 平成17年10月1日

終了時点 平成26年度末

第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方

- ・地域移行者数 3割以上
- ・入所者数の削減数 1割以上減

備考 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

() 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。

() 就労支援事業の数値目標の考え方は、別紙3のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。現在「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」の数値目標を明示していない都道府県等においては、明示することを検討願いたい。

【3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法】

(1) サービスの見込量に係る現行及び実績は、別紙4のとおり。

(2) 考え方

現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、変更の必要がないため、基本的に変更しない。

旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。

18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策(障害者自立支援法)で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。

この場合、児童福祉法の改正に伴う知的障害児施設等から障害者支援施設等への移行に際して、都道府県においては、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど、移行が円滑に進むよう留意されたい。

また、計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まないものの、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるのが望ましい。

各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス(相談支援、同行援護)の見込量の考え方については、サービス内容の検討状況23を踏まえ、追ってお示しする。

【 4 作成のプロセス】

数値目標・見込量・入所定員総数を定めるに当たっては、現場のニーズを踏まえることが必要であるが、各都道府県等において、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、その把握に努められたい。

障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置づけられ、自立支援協議会を設置した都道府県等は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。その施行日は、平成24年4月1日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、「第3期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。

【 5 その他】

第3期計画の確実な実施のため、より正確な現状把握が必要となることに鑑み、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年度公表することとする。都道府県においては、正確な数値の把握ができる体制の整備に努められたい。
(公表の例：別紙2-2)

基本指針に定める数値目標について

		現行	(案)
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から、割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
2	退院可能精神障害者の減少	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値については、個別給付化することを踏まえ、廃止する。
3	福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
	就労支援事業の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。